【論 文 提 出 者】 社会文化科学研究科 人間・社会科学専攻 法学領域 林 眞義

【論 文 題 目】

民主的納税制度と租税法の予測可能性

【授与する学位の種類】 博士(法学)

【論文審査の結果の要旨】

林眞義氏の論文「民主的納税制度と租税法の予測可能性」は、第1編「民主的納税制度」と第2編 「租税法律主義と予測可能性」の二編から構成されており、第1編では、最近の最高裁判例を取り上 げてわが国の国税で採用されている申告納税制度が一般にいわれているような民主的納税制度といえ るのかという問題提起を行う。そして、わが国において申告納税制度が採用される以前に採用されて いていた賦課課税制度について明治20年の所得税の導入まで遡って丹念に文献を渉猟し、賦課課税制 度においても納税者の自主的な課税標準申告の届出や奨励を重視し、課税所得の決定や不服申立に関 しても明確で納税者の権利を擁護するような制度になっていたことを明らかにする。次にシャウプ勧 告によるわが国への申告納税制度の導入の経緯について考察し、申告納税制度と賦課課税制度の違い は、第一次的納税義務の確定が納税義務者にあるのか課税庁にあるのかの違いだけであって、民主的 な納税制度であるか否かは、申告納税方式か賦課課税方式かにあるのではなく、納税者にとって納税 義務の確定の判断がしやすいことにあるとの見解を示している。さらに、1990年代中頃に法人税及び 所得税について申告納税制度を導入したイギリスの状況を検討し、イギリスにおける申告納税制度の 導入は徴税コストの削減を目的としたものであったことを明らかにしている。第1編における結論と して、民主的な納税制度であるか否かは、課税方式にあるのではなく租税法を適用して租税の申告納 付や賦課徴収を行うに際しての法の解釈及び適用にあるとする。第2編では、民主的な納税制度を保 障するために必要な租税法の解釈と適用について、租税法の基本原則である租税法律主義と通達及び 不確定法概念との関連、納税者にとっての予測可能性と租税法不遡及の原則を主要な課題として検討 している。そして、租税法は国民の財産権を侵害する典型的な侵害規範であることから、租税法にお いては租税法律主義の根拠(課税の民主的統制)と機能(課税の予測可能性と法的安定性)は絶対的 な要件であるとの前提の下で、通達は納税者の予測可能性確保の一助としてあるべきであり、公表通 達に基づいて判断したと思われる納税者は擁護されるべきであるとする。不確定法概念については、 当該規定の趣旨・目的を個別具体的に明らかにし、立法理由の中で明示すべきであるとする。また租 税法不遡及の原則については、遡及立法によって納税者の取引の自由や財産の侵害が生じない限りに おいて認められるべきであり、安易な遡及立法は明確に禁止されるべきとする。最後に租税法の不遡 及に関するドイツ連邦憲法裁判所の裁判例を取り上げ、これまでの経緯を分析し、最近では遡及適用 を認めない傾向になってきていることを明らかにしている。このような検討の結果として、民主的な 納税制度を実現するためには、租税法律主義、特に課税要件明確主義を徹底し、かつ納税者にとって の予測可能性と法的安定性を保障するような租税法の解釈と適用が行われるような立法が求められ、 「疑わしきは納税者の利益に」という運用がなされることが必要であるとの結論を導いている。

本論文は、明治期まで遡って賦課課税方式の内容を分析したうえで申告納税方式との比較検討をおこない、わが国のみならずイギリスの申告納税制度及びドイツの遡及適用の分析を通して、民主的納税制度は課税方式によって決まるのではなく、「疑わしきは納税者の利益に」という租税法の解釈と適用、すなわちその運用によって実現されるとするもので、その内容は実証性と独創性に富み、租税法研究の進展に寄与するものと高く評価できる。以上により本論文を博士論文として適格であると判断した。

【最終試験の結果の要旨】

平成25年1月27日(日)午後2時から同3時半の間、くすのき会館レセプションションルームにおいて、審査委員5名が参加して林眞義氏に対する最終試験を実施した。同氏の研究報告に続いて、各審査委員からの質問に対して応答を行った。審査委員からは、本研究の論旨に関わる基本的な内容及び個別具体的な内容、さらに研究の動機及び研究手法など種々の観点から質問が行われ、林氏はこれらの質問に対して適切に応答した。各審査委員は、申請論文の内容及び質疑応答から、本申請論文が学位を授与するに足るものであることを了承した。

以上のことから、本審査委員会は最終試験に合格であると判断した。

【審査委員会】

主査 山崎 広道

委員 山田 秀

委員 木村 俊夫

委員 深町 公信

委員 葉 陵陵